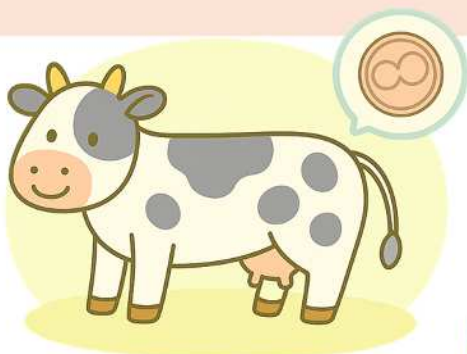


家畜共済より 大切なおしらせ

受精卵移植(ET)の 胎児・子牛の補償が広がります

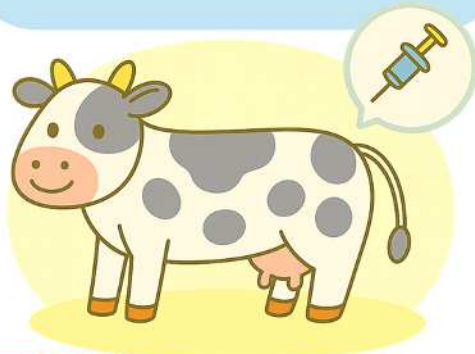
受精卵移植(ET)の場合



移植後
240日 → **233日**

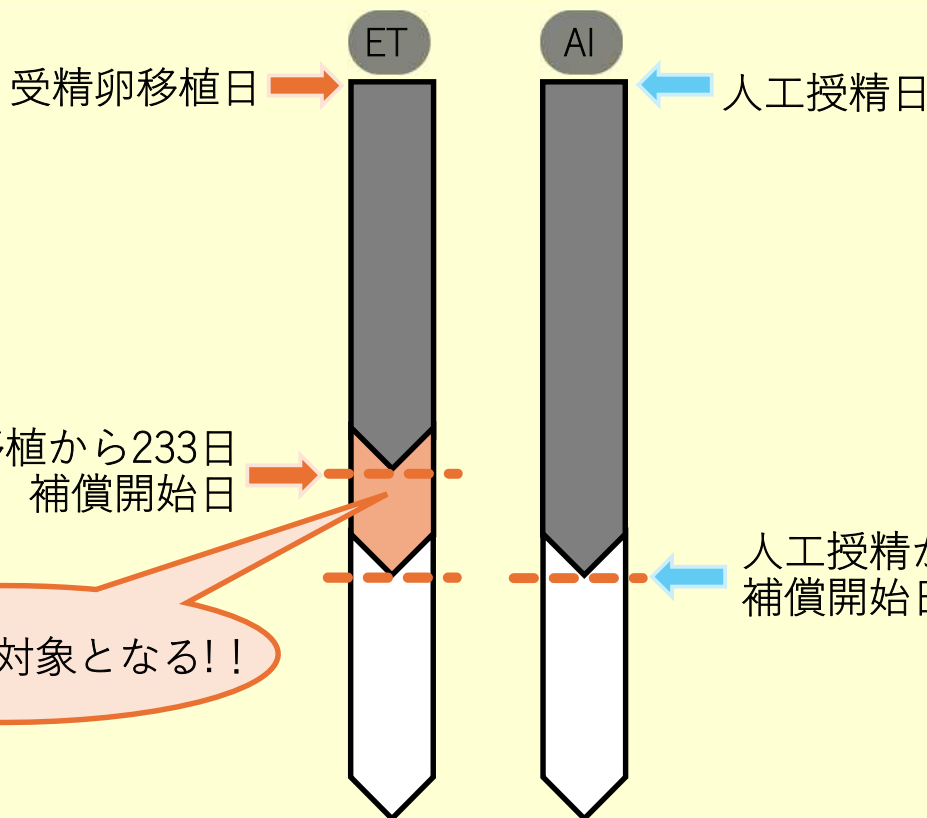
移植前の受精卵の発育期間を考慮し、従来の240日から短縮されます。

人工授精の場合



人工授精後
240日

変更はありません



施行開始日

令和8年(2026年)7月1日

施行開始日以降に発生した事故が対象となります

何が変わるの？

これまでは、受精卵移植をした牛の胎児の補償開始は移植後240日からでした。

これが、移植前の受精卵の発育日数（通常7日）を考慮して、**移植後233日から補償されるようになります。**

つまり、**7日分補償される範囲が広がります。**

何をしたらいいの？

受精卵移植後233日以降に発生した牛の胎児・子牛の事故は組合にご連絡ください。

日数がギリギリで事故対象になるか不明な場合でも、組合で確認しますのでご安心ください。

受精卵の発育日数が7日ではないんだけど？

受精卵の発育日数が7日ではないことが確認できる場合は、**受精卵の発育日数と移植後日数の合計が240日となる日以降が補償対象となります。**発育日数の確認のため**受精卵証明書**をご準備ください。

例：受精卵の発育日数が8日の場合は、移植後232日から補償開始

ご不明な点や、詳しいことはお近くの農業共済組合までお問合せ下さい。